

農林水産局 I C T 活用工事（ため池改修工）試行要領

令和 6 年 8 月 1 日 制定

第 1 I C T 活用工事

1 概要

I C T 活用工事とは、施工プロセスの全ての段階において、次に示す I C T 施工技術を全面的に活用する工事である。

2 I C T 活用工事におけるため池改修工

次の(1)～(4)の全ての段階で I C T 施工技術を活用することを I C T 活用工事におけるため池改修工とする。

また、次の(2)、(3)及び(4)の段階で活用を必須とし、(1)の段階で受注者の希望により I C T 施工技術の活用を選択し、部分的な活用とする工事を簡易型 I C T 活用工事とする。

- (1) 3 次元起工測量
- (2) 3 次元設計データ作成
- (3) 3 次元出来形管理等の施工管理
- (4) 3 次元データの納品

3 I C T 施工技術の具体的内容

上記 2 の各段階における実施内容は、次の(1)～(4)のとおりとする。

(1) 3 次元起工測量

起工測量において、3 次元測量データを取得するため、次のア～キから選択（複数可）して測量を行うものとする。

なお、起工測量に当たっては、標準的に断面計測を実施するものとする。

- ア 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量
- イ 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- ウ トータルステーション等光波方式を用いた起工測量
- エ トータルステーション（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
- オ R T K - G N S S を用いた起工測量
- カ 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- キ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量

(2) 3 次元設計データ作成

上記(1)で計測した測量データと発注者が貸与する発注図データを用いて、3 次元出来形管理を行うための 3 次元設計データを作成する。

(3) 3 次元出来形管理等の施工管理

上記(2)で作成した 3 次元設計データを用いて実施した工事の施工管理において、次のア～カから選択（複数可）して、出来形管理を断面管理技術にて実施する。ただし、刃金土幅については、単点計測技術を用いる。

- ア 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
- イ 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- ウ トータルステーション等光波方式を用いた出来形管理
- エ R T K - G N S S を用いた出来形管理
- オ 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- カ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

(4) 3次元データの納品

上記(3)による3次元施工管理データを、工事完成図書として電子納品する。

4 ICT活用工事が可能な工事

ICT活用工事の対象とすることができる工事は、建設工事指名業者等選定要綱の別表第2左欄に掲げる発注工事の種類において「一般土木工事」であり、堤高15m未満のため池改修工事とし、次に該当する工種を含むものとする。ただし、従来施工において、ため池改修工事の農林土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。

堤体工

第2 ICT活用工事の実施方法

1 発注方式

ICT活用工事の発注方式は、「受注者希望型」とし、次を満たす工事を目安として、発注者が設定した対象工事に適用する。

予定価格 5,000 万円以上

2 発注における入札公告等

入札公告及び特記仕様書に当該工事がICT活用工事の対象工事である旨を記載する。

第3 工事成績評価における措置

1 評価項目

ICT活用工事を実施した場合、創意工夫【施工】において該当する項目で評価する。

- ☐ ICT活用工事加点として起工測量から電子納品までの何れかの段階でICTを活用した工事（電子納品のみは除く）。※本項目は1点の加点とする。
- ☐ ICT活用工事加点として起工測量から電子納品までの全ての段階でICTを活用した工事。
※本項目は2点の加点とする
- ※ICT活用による加点は最大2点の加点とする。

2 ICT活用施工が実施されない場合

実施されなかった場合でも、工事成績評価における減点は行わない。

第4 ICT活用工事の導入における留意点

受注者が円滑にICT活用施工を導入し、ICT活用技術を活用できる環境整備として、次のとおり実施するものとする。

1 施工管理、監督・検査の対応

I C T活用施工を実施するに当たり、施工管理及び監督・検査は、別添1の基準類に基づき実施する。

なお、工事着手前に基準類が改訂されたり、新たに定められた場合は、監督職員と協議の上、極力、最新の基準類に基づき実施するものとする。

監督職員及び検査職員は、受注者に従来手法との二重管理を求めない。

2 工事費の積算

(1) 積算方法

発注者は、発注に際して「土地改良工事積算基準（農林水産省）」に基づき従来どおりの積算を行い、発注するものとする。契約後の協議において受注者からの希望により I C T活用施工を実施する場合、I C T活用施工を実施する項目について、各段階の I C T活用施工に係る費用を「情報化施工技術の活用ガイドライン（別紙）（農林水産省）」に基づき積算を行い、設計変更の対象とする。

なお、「情報化施工技術の活用ガイドライン（別紙）（農林水産省）」の適用については、特記仕様書に記載する年度のものとする。

(2) 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用

3次元起工測量及び3次元設計データ作成については、受注者にそれらに係る費用（諸経費込）について見積書の提出を求め、その内容を確認の上、3次元起工測量及び3次元設計データ作成を指示し、設計変更において共通仮設費の技術管理費に計上するものとする。

ただし、いずれもその後の積算における現場管理費率及び一般管理費率（諸経費率）による計算の対象外とする。

また、3次元起工測量については、従来の起工測量に係る費用が共通仮設費の率に含まれていることから、3次元起工測量と従来の起工測量それぞれに係る費用（諸経費込）について、見積書の提出を求め、両者の差額を設計変更の対象とする。

提出された見積書については、当分の間、農林整備管理課に情報提供するものとする。

3 現場見学会・講習会の実施

I C T活用工事の推進を目的として、広島県が主催する官民等を対象とした現地見学会等を実施する場合には、これに協力すること。

4 アンケートの実施

I C T活用工事の効果検証を行うため、受注者は、完成検査までに、別に定めるアンケートに回答すること。

また、発注者が依頼する調査等がある場合には、これに協力すること。

5 その他

この要領に定めのない事項については、必要に応じ受発注者が協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和6年8月1日から施行する。

I C T活用工事に関する基準類

次の基準類を準用する。

分類	番号	名称	発行元	参照先
全般	1	情報化施工技術の活用ガイドライン	農林水産省	農林水産省HP
測量・設計	2	国土地理院が定める新しい測量技術による測量方法に関するマニュアル、要領等	国土地理院	国土地理院HP
	3	LandXML1.2に準じた3次元設計データ交換標準（案）	国土交通省	国総研HP
施工管理	4	3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）	国土交通省	国土交通省HP
監督・検査	5	空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）	国土交通省	
	6	地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）	国土交通省	
	7	TS等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）	国土交通省	
	8	TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）	国土交通省	
	9	RTK-GNSSを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）	国土交通省	
	10	無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督検査要領（土工編）（案）	国土交通省	
	11	地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）	国土交通省	

なお、管理基準については次を適用する。

分類	番号	名称	発行元	参照先
管理基準	1	農林土木工事施工管理基準	広島県	広島県の調達情報（該当ページ）

また、「土木工事共通仕様書」、「土木工事施工管理基準及び規格値（案）」、「写真管理基準（案）」、「工事完成図書の電子納品等要領」については、広島県版に読み替える。